再意見書

平成 25 年 9 月 24 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみ なとくひがししんばし

住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな)

氏 名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

びーびーか ぶしきがいしゃ

郵便番号 105-7316

とうきょうとみ なとくひがししんばし (ふりがな)

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ

氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

とうきょうとみなとくひがししんばし (ふりがな)

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号 かぶしきがいしゃ

(ふりがな)

ソフトバンクモバイル株式会社 氏 名

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、 別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電	■NTT 西日本(p5、6)	先般の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制の運用
話株式会社(以	【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】	に関する意見募集」(以下、「本意見募集」とします。)において述べたとお
下、「NTT 西日	当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網(以下、NGN等)について	り、第一種指定電気通信設備を用いた電気通信サービスについては、昨
本」とします。)	は、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかです。	年から競争環境に特段の大きな変化はありません。東日本電信電話株
	① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤や	式会社殿及び NTT 西日本(以下、「NTT 東西」とします。)殿は、FTTH 市
	アクセス網は、世界的に最もアンバンドリング/オープン化が進展してお	場で 72.5%、0AB-J IP 電話市場では 62.2%(平成 25 年 3 月末時点)と
	り、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも	依然として高いシェアを占めています。NTT 東西殿の次世代ネットワーク
	容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者が	(以下、「NTT-NGN」とします。)、ひかり電話網については、NTT 東西殿
	これらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築する	の地域 IP 網や固定電話網のユーザが将来的に移行していくことから、競
	ことは十分可能となっていること。→別添1	争事業者にとっては、事業展開上の不可欠性等がより高くなっていくと想
	② 現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を	定されます。このような状況からも、NTT-NGN やひかり電話網について
	構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のN	は、サービスの多様化、低廉化のため、より一層競争を促進する施策を
	GN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過	講じる必要があると考えます。
	ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場	以上のことから、情報通信審議会答申(平成20年)「次世代ネットワー
	合、当社の契約者数シェア(平成24年度末)は西日本マクロで50.	クに係る接続ルールの在り方について」にて示されているとおり、引き続
	1%、府県別では最小で約38%、FTTH市場での競争が激しい関西エ	き、第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。
	リアでは、2府4県でシェアが約42%に過ぎないこと。→別添2	
	また、純増数シェアをエリア別に見ると、西日本マクロで平成23年度は	

意見提出者	該当部分	再意見
	64. 4%であったのに対し、平成24年度では45. 7%まで低下してい	
	る。特にFTTH市場での競争が激しい近畿圏では平成23年度では約5	
	1. 9%であったのに対し、平成24年度では39. 7%まで低下しておりま	
	す。	
	さらに、移動系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体	
	で見た場合、NTT東西のシェアはわずか11.1%程度に過ぎないこと。	
	→別添3	
	③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で	
	見た場合、直収電話、OAB-JIP電話、CATV電話、O50-IP電話の	
	合計に占めるNTT東西のシェアは約42%程度(平成24年度末)、さら	
	に、携帯電話も含めたシェアで見れば8.5%程度(平成24年度末)に	
	過ぎないこと。	
	加えて、LINEのユーザ数が全世界で2億ユーザ(平成25年7月)を超	
	え、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在するなど、コミュニケー	
	ション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大する中、	
	従来の電話サービスの代替として、こういったサービスを利用しているお	
	客様が相当数いらっしゃることを踏まえると、ひかり電話の実体的なシェ	
	アはさらに小さくなるものと想定されること。→別添4	
	④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により	
	遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネ	
	ットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高い	
	か否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって	
	直接関係がないこと。	

意見提出者	該当部分	再意見
	⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバ	
	ンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だけであること。	
	・上述のとおり、当社のNGN等にボトルネック性がないことは明らかであ	
	り、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを	
	構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形	
	態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し	
	出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていること、か	
	ら、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外してい	
	ただきたいと考えます。	
NTT 西日本	■NTT 西日本(P7)	【メディアコンバータや OLT 等の装置類及び局内光ファイバ】
	【局内装置類及び局内光ファイバについて】	昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に
	・イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、	基づく検証結果(以下、「本検証結果」とします。)における総務省殿の考
	光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点	え方で示されているとおり、「メディアコンバータや OLT 等の装置類及び
	においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定	局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能する
	電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。	ものである」ことから、当該装置のみを切り出して、指定対象とすべきか
	① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤	判断を行うこと自体が不適切です。そのため、一部事業者における自前
	やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング/オープン化が進展して	設置の実績をもってボトルネック性の有無を判断することは適当ではな
	おり、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達	く、ボトルネック設備と一体として設置・機能する以上、競争事業者の利
	し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み	用を前提とすべきであり、引き続き、第一種指定電気通信設備として指
	合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっ	定を継続することが必要と考えます。
	ていること。	
	② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせ	【WDM 装置】
	て、もしくは、当社の光アクセスと当社のコロケーションを利用して当該装	WDM 装置は、昨年度の本検証結果にて、総務省殿が考え方を示され

意見提出者	該当部分	再意見
	置類を設置し、サービス提供していること。	ているとおり、「中継ダークファイバと一体として設置され、ネットワークの
	③ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化によ	一部として機能するものである」と整理されており、引き続き、第一種指定
	り遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなく	電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。
	ネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高い	
	か否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあた	【イーサネット系サービス等のデータ通信網】
	って直接関係がないこと。	イーサネット系サービス等のデータ通信網についても、昨年度の本検
	・なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除	証結果にて総務省殿が考え方を示されているとおり、従来、「その他の専
	外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーショ	用線等と伝送路を共有しており、設備のボトルネック性という意味におい
	ンできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない	ては他の専用線に用いられている設備と異なるものではない」という状況
	区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考	であり、現状も特段大きな変化はないことから、引き続き、第一種指定電
	えます。	気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。
	・局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、ま	
	た、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が	
	局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光フ	
	ァイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象か	
	ら除外していただきたいと考えます。	
NTT 西日本	■NTT 西日本(p8、9)	NTT 東西殿は、公社時代から引き継いだ電柱や管路等の線路敷設基
	【加入光ファイバについて】	盤や、それらを利用して構築される光ファイバ回線等の大半を有している
	・加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がない	市場支配的事業者である一方、競争事業者がこれらの設備を自ら敷設
	ことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外	することは容易ではなく、NTT 東西殿の光ファイバを利用することが欠か
	していただきたいと考えます。	せない状況であることに変化はありません。また、今後、益々メタル回線
	① 指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送	や PSTN からのマイグレーションが加速する中、NTT 東西殿が構築する

意見提出者	該当部分	再意見
	路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープ	光ファイバ回線等が、第一種指定電気通信設備の対象から除外されるこ
	ン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他	とがあれば、NTT 東西殿の独占がより拡大する恐れがあります。以上の
	事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、	ことからも、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備として指定を継
	他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IP・ブロードバンド市	続することは当然であると考えます。
	場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展しているこ	また、平成 22 年 12 月公表の「グローバル時代における ICT 政策に関
	ک 。	するタスクフォース「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ」においても、
	② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を	「競争事業者は、NTT 東西のボトルネック設備(加入光ファイバ等)を利
	保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健	用してサービス提供することが不可欠であるため、NTT 東西の接続料の
	全な設備競争を展開しており、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が	低廉化等は、事業者間競争を活性化し、ユーザ料金の低廉化を促進す
	進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設	る上で重要となる」とされているところであり、加入光ファイバについて
	し、過去10年間で契約数を1.8倍の 2,865万世帯(平成25年3月	は、その接続料の低廉化等についても継続して推進することが適切と考
	末。登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、	えます。
	再送信のみを含む。)に増加させていること。これに関して、平成22年度	
	の「光の道」構想に関する意見募集に際して、ジュピターテレコム殿から	
	も、「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今ま	
	で設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の	
	小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながら	
	も業界全体で世帯カバー率88%まで設備を整えられたことは、電気通信	
	業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明で	
	あると考える。」といった意見も提出されており、線路敷設基盤を持たなく	
	ても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を	
	利用して自前ネットワークを構築することは十分可能であること。	
	③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、厳格な提供義務	

意見提出者	該当部分	再意見
	が課せられているのは日本だけであること。	
	これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際し	
	て、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー	
	網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留	
	めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」、「この	
	ように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備	
	ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障	
	壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度	
	通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見も提出されてい	
	ること。	
	・なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備	
	(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場	
	合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備	
	として規制する仕組みとなっていますが、仮に、今回は、加入光ファイバ	
	が第一種指定電気通信設備の対象から除外されないことになったとして	
	も、今後に向けては、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下	
	で整備されてきた光ファイバの規制を明確に区分し、個々にそのボトルネ	
	ック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえなが	
	ら、規制の要否を判断する必要があると考えます。	
	・また、その際には、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたって、	
	設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合や	
	移動系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モ	
	バイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたい	

意見提出者	該当部分	再意見
	と考えます。	
	・さらに、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェ	
	アが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制	
	上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する	
	観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保す	
	るよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。	
NTT 西日本	■NTT 西日本(P.10)	現在、「引き通し」形態による屋内配線の設置が主流となっており、
	【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】	FTTH サービスの戸建て向け屋内配線は、第一種指定電気通信設備で
	・戸建て向け屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰も	ある引込線と一体となっていることが明確であることからも、引き続き、第
	が自由に設置できる設備です。屋内配線の設置工事は、他事業者も同	一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。
	様に実施することが可能であり、現に実施していることを鑑みれば、ボト	
	ルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第	
	一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。	

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 西日本	■NTT 西日本(P.10)	昨年度の本検証結果にて、「ネガティブリスト方式の採用によりNTT東
	【現行の指定方法の見直しについて】	西が競争上不利な立場に置かれるといった状況は今回の同制度に基づ
	・殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信	く検証においても特段見受けられない。」と総務省殿の考えが示されたと
	設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロ	ころですが、現在もその状況に変化はないため、引き続きネガティブリス
	ードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は	ト方式の採用を維持すべきと考えます。
	告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明に	また、第一種指定電気通信設備として指定されているにも係らず、他
	も一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料	事業者が必要とする機能開放が十分に行われていない状況下におい
	金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利	て、指定方式そのものをポジティブリスト方式に変更することは、決して認
	な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたイ	められるべきではありません。
	ンフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便	
	の向上を妨げることになると考えます。	
	・したがって、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電	
	気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされない	
	ままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則とし	
	て全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されており	
	ますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を	
	挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式(ポジテ	
	ィブリスト方式)を採用すべきと考えます。	
テレコムサービ	■テレコムサービス協会 (P.2、P.3)	テレコムサービス協会殿の意見に賛同します。ブロードバンド普及促
ス協会	NGN のオープン化はほとんど進んでおらず、従来のアンバンドルに関	進の観点から、積極的に NTT-NGN のアンバンドル化について対応をし
NTT 西日本	する議論の延長では NGN 上でのブロードバンドの利活用の促進は望め	て頂きたいと考えます。「接続の基本的ルールの在り方について(平成 8
	ません。新たな枠組みによる NGN のオープン化の議論が必要と考えま	年 12 月 19 日、電気通信審議会答申)」において、「技術的に可能な場合
	す。	には、アンバンドルして提供しなければならない」と示されているとおり、

意見提出者	該当部分	再意見
	2008年3月27日付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る	NTT 東西殿の利用部門と接続事業者との同等性確保という観点から、接
	接続ルールの在り方について」や、2011年12月20日付情報通信審議	続事業者が要望を挙げた時点で常に接続可能な状態であることがアン
	会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」で	バンドルの原則と考えます。また、NTT-NGN 上でのブロードバンドの利
	は、NGN のオープン化によるサービス競争の促進のためのアンバンドル	活用を促進する観点からも、競争事業者が「具体的な要望」を提案が可
	化に向けたルールが定められています。しかし、現状では NGN 上の新	能なように、NTT 東西殿からのサービス・技術仕様等の情報開示を義務
	たなサービスはほとんど出現しておらず、従来のルールではサービス競	付ける等の措置が必要と考えます。
	争の環境が整わないことが明らかになったと考えます。	なお、今後マイグレーションがさらに加速することを考慮すれば、
	したがって、ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整	NTT-NGN 上で多種多様なサービスを創出する観点から、NTT 西日本殿
	備するためには、より大胆な NGN のオープン化施策など新たな対策が	がご指摘されるように、接続事業者との接続実績がない状況が続いてい
	必要と考えます。	る等といった現時点の状況のみを捉えて、アンバンドルの対象可否を議
		論すべきではないと考えます。
	■NTT 西日本 (P.11)	
	当社のNGN等、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイ	
	バ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信	
	設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続	
	き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業	
	者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル	
	機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考え	
	ます。	
株式会社ケイ・	■ケイ・オプティコム(p7)	そもそも、NTT 東西殿が第一種指定電気通信設備である NTT-NGN に
オプティコム(以	ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB-J	おいて、電話役務に係る重要な機能アンバンドルが行われてこなかった
下、「ケイ・オプ	番号のIP電話サービスについては、「従来のOAB-J番号とは異なるも	ことから、これまで競争事業者は NTT-NGN における OAB~J IP 電話を
ティコム」としま	のであることの利用者への周知の徹底を条件としたもの」とされています	提供できず、NTT 東西殿のみが独占的に当該サービスを提供してきまし

意見提出者	該当部分	再意見
す。)	が、安定品質が担保されないため、緊急通報が安定的に確立できない等	た。一方、本提案方式は、既存の様々な技術や手法を組み合わせること
NTT 西日本	により、人命および国民の安心・安全が脅かされ、利用者利益が著しく損	によって、従来と同等の品質を確保するとともに、通信事業者間の競争を
	なわれる可能性があります。	促進し、価格の低廉化やサービスの多様化、新たな需要創出など、国民
	特に、OAB-J番号の品質要件については、内閣府規制改革会議に	の利益につながることから、情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネ
	おいて国際先端テストの対象案件となった「市外局番(OAB-J番号)取	ットワーク設備委員会通信品質検討アドホックグループ等でご議論頂き、
	得に係る品質要件の見直し」に関して、総務省殿より「規制を維持する必	情報通信審議会答申の中で、サービスの開始を特例的に認めて頂いた
	要性」として以下の見解が示されています。	ものと理解しています。なお、ふくそう等によりベストエフォート回線として
	(平成25年5月27日開催 規制改革会議 第7回創造等ワーキング・グ	のNTT-NGNの一定以上の品質低下を検知した場合は、代替回線による
	ループ 資料1-4抜粋)	迂回措置を実施や常時監視の実施等、現在講じうる限りの様々な措置を
	・我が国の現行制度では、アナログ電話と同等の品質が確保されるIP電	実施しており、国民生活に支障を及ぼす課題を抱えているという指摘に
	話について、アナログ電話と同じ体系の電話番号(OAB-J番号)を割り	はあたらないものと考えます。
	当てることとしており、その提供のため、各事業者はさまざまな技術を用	
	いて一定の通信品質を維持しているところ	
	・仮に、OAB-J番号のIP電話の品質要件を廃止等した場合には、トラフ	
	ィックの混雑する時間帯や、将来的にトラフィック環境の変化した場合に	
	おいて、IP電話による通信品質が適切に確保されず、支障の生じるおそ	
	れがある	
	・我が国のOAB-J番号のIP電話は、品質、緊急通報の利用、故障又は	
	損壊の対策等の点において、アナログ電話と同等性が確保されており、	
	そのような保証のない050番号のIP電話と明確に区別されている。IP電	
	話の番号による識別性が損なわれた場合には、消費者は提供事業者・	
	提供サービスごとに複雑な判断をしなければならなくなることから、品質	
	要件の廃止等は適切ではない	

意見提出者	該当部分	再意見
	・あまり知識のないお年寄り等が誤って低い品質のIP電話サービスを選	
	択してしまうといった問題が頻発する	
	■NTT 西日本 (P.14)	
	ソフトバンク殿のベストエフォート回線を用いたOAB-JIP電話サービ	
	スについては、情報通信審議会答申(平成24年9月27日)において、安	
	定品質以外の技術基準への適合、定期的な品質測定及び分析の結果	
	の報告を前提に、実施期間及び実施条件を限定した特例措置を付した	
	上で、OAB-J番号の使用を認めることが適当とされ、平成25年5月1	
	日よりサービスの提供が開始されました。	
	しかしながら、当該サービスは、ベストエフォート回線を用いて提供され	
	るサービスであるため、通信パケットのロスが発生すると、現行のOABー	
	JIP電話の通信品質基準が確保されず、災害時優先通信及び緊急通報	
	呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼす課題を	
	抱えています。	
ケイ・オプティコ	■ケイ・オプティコム(p7)	NTT-NGN に係るコストは、各加入者が NTT-NGN の網利用料として負
L	また、当該サービスは、昨年の検証結果において、「競争条件を抜本	担しています。また、弊社(ソフトバンクテレコム)は、ISP(VNE)専用となる
NTT 西日本	的に変更するものではない」とされていますが、上記総務省殿見解にあ	区間について接続料として負担しています。その他、ひかり電話に相当
	るとおり、これまで、さまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持する	する SIP サーバ及び関連する伝送部分を弊社網内に構築し、当該コスト
	ため、相応の設備投資を重ねてきた既存事業者が圧倒的に不利な競争	を通話料等で回収するものであり NTT 東西殿と同様であることから、提
	条件を強いられるばかりか、利用者に対して、当該既存事業者による最	案方式は利用料の公平性を欠いたものではありません。また、前述のと
	適なサービスの提供が阻害されることは、固定通信市場の発展が損なわ	おり、本サービスは、NTT-NGN におけるベストエフォート品質のサービス
	れるものと考えます。	を利用しており、帯域制御や優先制御等の機能は一切利用しておらず、

意見提出者	該当部分	再意見
	以上のことから、平成26年の包括的な検証に向けて、利用者の利益	ISP を介したメール、ウェブ、映像等のインターネットトラヒックや 050IP 電
	を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境の形成に繋がることがな	話サービス等と同様に、データ通信の一つに過ぎず、NTT 東西殿の接続
	いかという視点にたって、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を	に係るネットワークのコスト構造と相違はないと考えます。
	尽くしていただくことを要望いたします。	PSTN 並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既
		存事業者に対して圧倒的に不利であるというご指摘については、そもそ
	■NTT 西日本(p15、16)	も、本来 NTT-NGN のアンバンドルが適切に行われていれば不必要であ
	② ネットワーク利用料の負担の公平性について	った設備投資等を行っていることからも、NTT 東西殿の指摘とは異なり、
	・ ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる	むしろ、当該方式により参入する弊社が、既存事業者よりも競争上不利
	伝送部分のネットワーク利用料を負担することなくOABーJIP電話サ	な側面を多分に有すると考えます。本提案方式は、市場からの強い要望
	ービスを提供されていますが、当社を含む既存のOAB-J電話サー	に応えるために提案したものですが、弊社としては、本提案がもつ不利な
	ビス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク	競争環境を早急に改善させるためにも、アンバンドル協議を進展させるよ
	利用料(コスト)を負担してサービスを提供しており、同じOABJ電話	うNTT 東西殿へ引き続き要請していく考えです。
	サービスでありながら、ネットワーク利用料(コスト)の負担の公平性	
	が図られておりません。	
	・ 当社を含むOAB-J電話サービス提供事業者からすると、当該コス	
	トを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しい中で、当該コ	
	ストを負担しないベストエフォートでの0AB-JIP電話サービスの提	
	供を認めることは、これまでのOABJ電話市場における競争環境を	
	覆し、現行のPSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資	
	を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強い	
	るものであり、同じOABJ電話でありながらネットワーク利用料の負	
	担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から検	
	討する必要があるものと考えます。	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI 株式会社 (以下、「KDDI」 とします。)	■KDDI(p3) 現行のアンバンドル機能の対象は適切と考えます。 なお、NGN のアンバンドル機能については、設備競争を阻害するよう なアクセスに関する機能のアンバンドルは不要と考えます。	NTT-NGN のアンバンドルの議論は、競争促進による新たなサービスの創出や料金低廉化の観点から、アクセス区間も含め、今後も継続的に推進していくことが必要と考えます。
KDDI 一般社団法人 テレコムサービ	■KDDI(p4) <利用部門と競争事業者とのリードタイム等の同等性確保> 2011 年 11 月に施行された改正電気通信事業法において、NTT 東・西に	KDDI 殿ご指摘のとおり、機能分離の趣旨である NTT 東西殿利用部門と接続事業者との同等性の確保が確実に行われているかどうかについては、NTT 東西殿自身の内部プロセスも含めて同等性が担保される措
ス協会(以下、「テレコムサービス協会」とし	対し機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が措置されました。しかしながら、機能分離の実施にあたって遵守すべき行為について、接続事業者と NTT 東・西の利用部門との同等性を確保するための検	置・仕組みを整備した上で、検証方法や項目についても、改めて検討を 行う必要があると考えます。なお、検討に当たっては、以下の項目につい ても、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間において、十分に同等性
ます。))	証項目や指標が充分とは言えないと考えます。 同等性の検証について、例えば、回答納期等の手続きは平均日数を 用い接続事業者と NTT 東・西利用部門との同等性を検証しているとこ	が確保されているべきか検証すべきであると考えます。 ・ プロセスの同等性(リードタイム、手続き、貸出条件、フォーマット等) ・ 情報の同等性(顧客情報、敷設・工事計画、設備更改等)
	ろですが、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等、多角的な視点から同等性の検証が必要と考えます。また、手続き面のみならず開通に必要な要員配置の同等性や設備構築情報等開示される情報の内容	・ システム連携の同等性(システム連携のインタフェース等) 等また、テレコムサービス協会殿がご指摘のとおり、機能分離は、公正競争を担保することによって、NGN上でのブロードバンド利活用の促進で
	やタイミングが同等か否かといった運用面での同等性の検証も実施することが必要と考えます。	あったと認識しております。来年を目処に行なわれる予定の包括的な検 証の場においては、上記検証と共に、機能分離や既存の指定電気通信 設備に関する規制の結果、NGN上でのブロードバンドサービス普及や市
	テレコムサービス協会(p2) 機能分離は、ブロードバンドの普及とその利活用を促進するための手段であったはずです。しかし、NGN 上でのブロードバンド利活用は、前項	場にどのように還元がなされたかについて、詳細に分析を行なうべきと考えます。
	にも示したように必ずしも順調には進んでおらず、以前の「ひかりの道」議	なお、上記検証の結果、NTT 東西殿利用部門と競争事業者の同等性

意見提出者	該当部分	再意見
	論で得られた「機能分離」の方針も含めて、改めて議論が必要と考えます	が確保できていないと認められた場合は、組織の在り方の見直しも含め
		た議論を開始すべきであると考えます。
ソネット株式会	■ソネット(p2)	ソネット殿の意見に賛同します。
社(以下、「ソネ	FTTHアクセスサービスやLTEサービスにおいて、その設備や対応エリ	FTTH アクセスのみならず、ダークファイバ等においても、フィルタの有
ット」とします。)	ア等に関する情報の公開/更新・精度が不足していることによって、自前	無、提供可能時期等の精度が甘く、申込み後に情報の誤りが判明するこ
	での工事、マーケティングや営業活動に支障をきたすケースがあり、下記	とも散見されます。正確性の精度向上については、喫緊の課題としてご
	の事項に関する更なる情報公開の拡大および更新情報の 提供、ならび	対応頂きたいと考えます。
	に情報の精度向上についてご対応いただくよう要望いたします。	
	・今後の事業展開を計画する上でDランクとなっているコロケーション、	
	中継ダークファイバーなどの設備がいつ増設(解消)されるのか、に関す	
	る設備更改情報(予定時期等)の公開	
	・有償で購入した収容局ビル単位の光配線区画毎の住所情報につき、明	
	らかに他と異なる住所が含まれている場合や住所情報が詳細でないも	
	の(番地記載なし等)が含まれている場合が存在するため、正確な住所情	
	報の提供	
KDDI	■KDDI(p5)	1 配線区画あたりの世帯数について、KDDI 殿がご指摘されているよう
	NTT 東・西のシェアドアクセスを利用する形態においては、1局外スプ	に、NTT東西殿が主張する平均50帯、40世帯という水準と、実態の数値
	リッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数向上が、接続事業者の採	の間に大きな乖離が認められるようであれば、接続事業者の事業運営に
	算性向上に大きく寄与し、ひいては、光ファイバの公正競争を促進させま	影響を及ぼすため、早急に是正頂きたいと考えます。
	す。	
	光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたり	

意見提出者	該当部分	再意見
	の世帯数の適正化が重要な要素であり、平成24年度の加入光ファイバ	
	に係る接続料認可の際に、既存の光配線区画とは別に接続事業者向け	
	に新たな光配線区画を設定すること、及び、戸数が過小な光配線区画等	
	既存の光配線区画を適宜見直す方向性が示されたところです。	
	しかしながら、現時点において、弊社で確認したシェアドアクセスを利	
	用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT 東日本で約31世帯、	
	NTT 西日本で約24世帯程度であり、NTT 東・西が主張する平均50世	
	帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。公正な競争	
	環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかに1光配線	
	区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数	
	向上を図る必要があります。	
ソネット	■ソネット(p2)	当社は、お客様に対し開示可能なエリア情報を HP 等で公表していま
	・LTE カバーエリア情報につき、お客様に対し個別に提供エリアをご案内	す。それ以上のエリア情報等をお客様への個別説明を前提に MVNO 事
	するため、MVNO事業者に関しては、詳細なカバーエリア情報の提供	業者殿に提供することは出来ません。
イー・アクセス	■イー・アクセス(p3、4)	イー・アクセス殿の意見に賛同します。NTT東西殿の網改造費用やオ
株式会社(以	網改造費用、オペレーションシステム開発費の妥当性の検証	ペレーションシステム改修案件等の開発費用については、これまで接続
下、「イー・アク	NTT東西殿の網改造費用や、NTT東西殿のオペレーションシステム改	事業者が検証できる情報が開示されておらず、接続事業者はその金額
セス」としま	修案件の開発費用については、現状、金額の妥当性を検証するスキー	の妥当性の検証を実施することは困難です。また、イー・アクセス殿がご
す。)	ムがありません。	指摘のとおり、コストがすべて回収可能であることから、NTT 東西殿にお
	これらのコストについては、NTT東西殿が網改造料や回線管理運営費	いてもコスト削減のインセンティブが機能しない環境となっています。これ
	にて全て回収可能であることから、コスト削減インセンティブが機能しない	らの情報の非対称性による検証不可能の環境を解決するには、接続事
	ことが構造的な問題となっており、その結果、網改造料や回線管理運営	業者が検証を実施するための算定根拠をあらかじめ提示して頂くことが
	費が高止まりし、競争事業者の事業運営に過度な負担を与えることが懸	必要ですが、万が一それが経営上の秘密に該当するとして開示不可能

意見提出者	該当部分	再意見
	念されます。	である場合であっても、その費用の妥当性を担保するために、多くのシス
	従って、IP化に伴いネットワークを構成する機器調達が基本的に市販	テム開発会社が応札できるような競争入札を実施し、コストの低廉化・適
	品にて可能な環境となっている点も踏まえ、例えば、競争事業者のみが	正化を図ることが重要であると考えます。なお、競争入札の実施において
	利用する設備やシステムの調達は入札制とするなど、コスト削減インセン	は、関係会社のみならず、資本関係のないシステム開発会社等が入札
	ティブが機能し、なおかつ、コストの妥当性が検証可能となるスキームが	に参加できるよう、入札の実施方法や入札事業者資格に関する制限等
	必要と考えます。	が不当に設定されていないかを注視するとともに、入札実施後に当たっ
	なお、システム開発費用については、当該システムをNTT東西殿の設	ても入札が妥当であるか確認・検証を行うべきであると考えます。
	備利用部門が利用していないことが、コスト削減インセンティブが機能し	
	ない原因の1つとなっているため、例えば、設備利用部門における運用	
	変更やシステム更改の際などに合わせて、可能な限り、競争事業者と共	
	通のオペレーションシステムを利用することも有効な対策になると考えま	
	す。	
BBIX 株式会社	■BBIX(p2、3)	BBIX殿の意見に賛同します。第一種指定電気通信設備であるNGNの
(以下、「BBIX」	<相互接続点の分割>	県域ネットワークに接続するために、非指定設備に接続することが必須
とします。)	前項で申し上げたとおり、現在 IPoE 方式の相互接続点は東京及び	条件となっている現在の状況は明らかに異常であると言わざるを得ませ
	大阪の 2 拠点のみであり、NTT 東西殿の本来の業務区域である県単位	ん。IPoE 事業者が第一種指定電気通信設備である NGN の県域ネットワ
	での相互接続点は設置されていません。このため、PPPoE 方式では可	一クに直接接続可能とするために、NTT 東西殿は速やかに県ごとの相互
	能であった、ユーザの分布やトラヒックに応じた柔軟な網設計やコスト、	接続点を設ける必要があると考えます。
	品質の管理ができない状況となっています。従って、ユーザ利便の観点	
	からも IPoE 方式においても、速やかに県ごとの相互接続点を設置すべき	
	と考えます。	
NTT 西日本	■NTT 西日本(p17)	平成 24 年 7 月に制定された事業者間協議の円滑化に関するガイドラ
	・第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインにおい	インにおいても、「一種指定設備を設置する NTT 東西とそれ以外の事業

意見提出者	該当部分	再意見
	て、「事業者間協議における留意事項」として、「事業者間協議において	者の間で接続料の算定根拠に係る情報開示の程度に一定程度の差が
	接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに	生じることは合理的な理由に基づくものと考えられる。」という見解が示さ
	議論を峻別した上で、(中略)、後者については、可能な限り情報開示す	れています。
	ることが適当」と規定され、また、昨年7月に制定された事業者間協議ガ	なお、弊社(ソフトバンクモバイル)では、可能な限り説明や情報開示を
	イドラインにおいても、「音声通話に係る接続のように、各事業者がそれ	行っています。
	ぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うため	
	にネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に	
	立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の	
	程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意	
	することが適当」と規定されているところです。	
	・しかしながら、実際には、当社が接続料の算定根拠を詳細に情報開	
	示している一方で、接続料が相対的に割高な一部の接続事業者は、当	
	社と相互に接続料を支払い合う関係に立っているにも関わらず、経営情	
	報に該当する等を理由に一切の情報開示を行っていただけていないた	
	め、依然として、当社では当該事業者の接続料の適正性を検証できない	
	状態が続いています。	
	・したがって、総務省殿におかれましては、事業者間での接続料協議	
	の実態を調査・把握した上で、相互に接続料を支払い合う関係に立って	
	いる事業者間で、接続料の算定根拠の開示等に係る不公平が生じてい	
	る場合には、速やかに、第二種指定電気通信設備制度の運用に関する	
	ガイドライン及び事業者間協議ガイドラインに基づき、「算定根拠に係る	
	情報開示の程度について、当事者間で合理的な理由なく差が生じないよ	
	う措置を講じるよう」指導を徹底していただき、それでもなお改善されない	

意見提出者	該当部分	再意見
	場合には、ガイドラインの規定整備に止まらない抜本的な対処を実施い	
	ただきたいと考えます。	
株式会社エヌ・	■NTTドコモ(p1)	企業グループ単位での規制への見直しとのご意見については、現状
ティ・ティ・ドコモ	ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿は本年1月より同一企業グ	においても、40%以上の端末シェアを持つドミナント事業者と、現行の第
(以下、「NTTド	ループとなっており、両社は以下の通り、相互のリソースを共有しシナジ	二種指定電気通信設備制度の基準値である端末シェア 10%にも満たな
コモ」としま	一を生かした事業展開を行う等、まさにグループー体経営を行っておりま	い事業者に同一の規制を課すことになり、非対称規制である第二種指定
す。)	す。	電気通信設備制度の、「競争促進の目的を念頭に市場において真に支
	(1) ソフトバンクモバイル殿がイー・アクセス殿の LTE 網を利用できる	配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業
	「ダブル LTE」では、無線設備を共用し、イー・アクセス殿の基地局を自	者に対する規制を最小限に抑える」という本来の趣旨からも適切でないと
	社設備と同列に扱っている。他方で、ソフトバンクモバイル殿の接続約	考えます。
	款には、当該接続に係る規定は明示されていない。	さらには、実際に接続協議は、企業グループ単位で行われておらず、
	(2) イー・アクセス殿がソフトバンクモバイル殿の 3G 網を利用した音声	接続協定も各事業者が個別に締結していることから、接続において企業
	ローミングを提供している。	グループ単位で何らかの支配力が行使される可能性はないと考えます。
	一方でイー・アクセスは第二種指定電気通信役務を保有する事業者と	
	して指定(以下、二種指定)を受けておらず、接続約款の届出・公表や接	
	続会計の整理・公表義務を負っておりません。なお、両社の間では 3 名	
	の取締役が兼任しており、上記の通り、二種指定を受けているソフトバン	
	クモバイルと二種指定を受けていないイー・アクセスが、まさにグループ	
	一体経営を行っております。仮に両者の間で不透明な取引が行われるこ	
	ととなれば、二種指定を受けていないイー・アクセス殿を通じた規制の潜	
	脱に繋がりかねず、公正な競争が歪められる事態になりかねません。従	
	って、透明性確保のためにもイー・アクセス殿を二種指定すべきであると	

意見提出者	該当部分	再意見
	考えます。また、指定するまでの間はソフトバンクモバイル殿とイー・アク	
	セス殿との間で不透明な取引が行われていないか、審議会等の公の場	
	において検証すべきであると考えます。	
	また、現状、第二種指定電気通信設備制度は、事業者単位の指定に	
	より運用されているところですが、事業体が企業グループ単位でシナジー	
	を生かし、競争上優位な立場に立っていることから、同一市場において	
	は、企業グループ単位での規制に見直すべきと考えます。	
ケイ・オプティコ	■ケイ・オプティコム(p1)	平成 25 年 6 月にとりまとめられた「モバイル接続料算定に係る研究会
ム	総務省殿においては、二種指定制度の規制対象の見直しや「SIMロッ	報告書」おいて、MVNO 殿に適用されるデータ接続料の算定方法を含め
KDDI	ク解除に関するガイドライン」の策定等の措置を講じていただいていると	た一定の考え方が整理されたことにより、検証可能性、適正性、公平性
	ころですが、現状、モバイル市場におけるMVNOの契約者はごく僅か	の確保がされ、また同年8月に「第二種指定電気通信設備制度の運用に
	(携帯電話・PHSの契約数 1億4千万加入に対し、MVNO契約数は58	関するガイドライン」の改定も行われたところです。
	O万加入)であり、二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とす	なお、SIM ロック解除については、通信方式や利用周波数帯の違い等
	る企業グループによる寡占状態にあります。こうした実態を踏まえると、	により、現時点において市場全体で機能する環境が整っておらず、SIMロ
	二種指定事業者とMVNOとの間にある競争上の格差は依然として大き	ック解除における今後の政策を考える際にはその点を考慮する必要があ
	く、このままでは、電気通信市場全体の健全な発展が阻害されるととも	ると考えます。また、MVNO の普及促進については、接続型 MVNO に限
	に、モバイル市場の寡占化が著しく進行するものと危惧します。	定することなく、多様な形態の MVNO がサービスを提供できる環境を構
	よって、二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正に向け	築している状況です。
	ては、接続料に関する適正性・透明性の確保が特に重要であり、次の措	以上の点からも、現時点でモバイル市場について、追加規制は不要と

意見提出者	該当部分	再意見
	置を含め、二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきと考えま	考えます。
	す。	
	・接続約款について、現行の届出制から認可制への移行	
	・接続料算定における将来原価方式の導入(MVNOの事業予見性の	
	確保)	
	・接続料算定時期に起因する二種指定事業者とMVNOの原価年度の	
	ずれ解消	
	・アンバンドル機能の提供義務化・拡大(すべての二種指定事業者に	
	おける同一の接続メニューの提供)	
	・二種指定事業者のネットワーク設計値、品質、カバーエリア等につい	
	て、MVNOに対する情報開示の義務化	
	加えて、MVNOの参入促進策として、これまでに講じた措置の検証が	
	必要であるとともに、当該措置の遵守状況に関する監視機能を強化する	
	観点から、次の点を含めてさらなる措置を講じていただくことを要望いた	
	します。	
	・二種指定事業者に対する「SIMロック解除に関するガイドライン」の厳	
	正化	
	・周波数割当申請時に示したMVNOへの提供計画との乖離要因の検	
	証と、当該検証結果の公表	
	■KDDI(p6)	
	モバイル市場においては、電波には有限・希少性があるため、設備競	
	争によって電波を有効活用しながら市場を活性化していくことが重要で	

意見提出者	該当部分	再意見
	す。そのため、さまざまな分野で強みを持つ MVNO が、MNO のみでは提	
	供できない付加価値のあるサービスを提供し、新たな市場を創造していく	
	環境が必要です。	
	しかしながら、日本における MVNO に関する現行の制度については、	
	MNO に対してネットワークの開放義務を課す等、世界的に見ても MNO に	
	対して特に厳しい規制が課されている状況にあります。国内の MVNO の	
	みならず、グローバルな MVNO の展開も見られる中、我が国と外国との	
	規制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのない	
	よう留意する必要があります。	
	このような観点から、第二種指定電気通信設備の「アンバンドルすべき	
	機能」や接続料算定ルールについては、MNO の設備投資インセンティブ	
	を損なわないよう、過度な規制にならないようにすべきです。	
KDDI	■KDDI(p6、7)	KDDI 殿の意見に賛同します。
	シェア 1 位の NTT ドコモが圧倒的に強いという日本のモバイル市場の	弊社の基本的な考え方としては、競争促進の目的を念頭に、市場にお
	特徴に加え、固定市場のドミナントである NTT 東・西とモバイル市場のド	いて真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、
	ミナントであるNTTドコモが持株体制下でグループー体経営を行っている	他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の
	という NTT の組織形態の特殊性等に鑑みれば、現行の NTT ドコモに対	趣旨を十分に踏まえた対応することが重要と考えます。
	する禁止行為規制は適切です。また、NTTドコモは40%以上の市場シェア	KDDI 殿のご指摘のとおり、NTT ドコモ殿は移動体通信市場において
	を長期に渡って維持しており、NTT ドコモに対する禁止行為規制適用の	40%以上のシェアを持ち、固定通信市場においてボトルネック設備を有し
	必要性に変わりはありません。	市場支配力を持つ NTT 東西殿のグループ会社であることから、NTT ドコ
	なお、EU においてもシェア 40%超の事業者に市場支配力があると認定	モ殿に対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはないと考えます。
	しているとおり、現行の禁止行為事業者の指定ガイドラインにおいて、	
	「第二種指定電気通信設備を設置している電気通信事業者が一定期間	

意見提出者	該当部分	再意見
	継続して40%を超える高い市場シェアを有する場合には、特段の事情	
	が認められない限り指定」とする基準値は適切と考えます。さらに、禁止	
	行為規制の適用事業者の指定にあたっては、市場シェアのみならず、電	
	気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因※も踏まえ	
	て総合的に判断することは適切です。	
	※事業規模(資本金、収益、従業員数)、市場への影響力、ブランド	
	力、製品・サービスの多様性、潜在的な競争の不在、技術上の優位性・	
	卓越性、需要及び供給の代替性、価格の弾力性、サービスや端末等の	
	販売・流通における優位性、共同支配	
NTT ドコモ	■NTTドコモ(p1、2)	弊社の基本的な考え方としては、競争促進の目的を念頭に、市場にお
ケイ・オプティコ	禁止行為規制の対象となる事業者の指定については、スマートフォン	いて真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、
4	や LTE の普及等による OTT (Over The Top) 主導のグローバル化の進展	他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の
	や、移動・固定の連携サービスにより固定側の合従連衡が移動体市場に	趣旨を十分に踏まえた対応することが重要と考えます。
	影響を与えている状況等を踏まえた見直しが必要であると考えます。	また、平成 24 年 4 月に策定・公表された「電気通信事業法第 30 条第 1
	ソフトバンク殿がスプリント・ネクステル殿買収によって売上高で世界第 4	項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者
	位の規模となり、端末や通信設備の調達力が大きく向上することや、国	(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっ
	内においても当社、KDDI 殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンク殿の 3	ての基本的考え方」において、市場シェアだけでなく、事業規模、ブランド
	グループの収益シェアが近接していること、さらには当社は昨年度におい	力等を総合的に判断するとされていることから、改めて基準を見直す必
	ては二度も月次契約数の純減を経験し、年間の純増数においても第3位	要性はないものと考えます。
	に甘んじていることや、前述の OTT(Over The Top)などの様々な上位レ	なお、NTT ドコモ殿が移動体通信市場において 40%以上のシェアを持
	イヤーの事業者が提供するプラットフォームサービスが利用者の支持を	ち、固定通信市場においてボトルネック設備を有し市場支配力を持つ
	得ていることを踏まえれば、当社のみに禁止行為規制を課す合理性はな	NTT 東西殿のグループ会社であることから、NTT ドコモ殿に対する禁止
	く、指定対象について速やかに見直すべきであると考えます。	行為規制適用の必要性に変わりはないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	また、KDDI 殿の au スマートバリューは、サービス開始後僅か一年余り	
	で 463 万契約(2013 年 7 月 30 日 KDDI 殿決算発表)に拡大し、KDDI 殿	
	のスマートフォン新規の4割弱を占めるに至っております(同決算発表)。	
	当社は禁止行為規制により特定の電気通信事業者に対する差別的取扱	
	いが禁止されているほか、料金業務の移管に伴う総務省殿からの要請	
	により移動・固定が連携した割引が否定され、事実上提供できない状況	
	にあります。移動・固定の連携サービスの利用者満足度が高いことを踏	
	まえれば、当社の利用者のみ利便性向上が否定されている状態は速や	
	かに解消されるべきと考えます。	
	スマートフォンや LTE の普及等により、グローバル化が急激に進展し、	
	OTT(Over The Top)が台頭していることを踏まえれば、国内のネットワー	
	クレイヤーだけに着目した規制は見直しが必要であると考えます。海外と	
	比べて突出して厳しい規制は、国内の通信キャリアの競争力のみなら	
	ず、国内の上位下位レイヤー事業者の競争力をも奪うものであり、OTT	
	(Over The Top)の多くが海外勢であることを踏まえると国際競争力の観	
	点からも、見直しが必要と考えます。	
	■ケイ・オプティコム(p2)	
	NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェ	
	アを有するドミナント事業者を抱えることから、NTTグループに対する現	
	行規制については、引き続き維持すべきであり、NTTドコモ殿に対する禁	
	止行為等規制の適用について、「非対称規制として維持していくことが適	
	当」とした昨年の検証結果における総務省殿の考え方に賛同いたしま	

意見提出者	該当部分	再意見
	す。	
	ただし、モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもた	
	らす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベース	
	として、上位3社の市場支配力がますます強大化しているものと認識して	
	おります。加えて、上位3社を含む企業グループは、モバイル市場での売	
	上を原資としてさまざまな事業分野に進出し、情報通信市場全体への影	
	響力を拡大しており、それにより、市場全体の健全な発展が阻害されつ	
	つあります。	
	このような状況が続くことになれば、サービスの多様化や料金の低廉	
	化といったこれまでの競争政策の成果は失われることとなり、お客様の	
	利便性は却って損なわれることになります。	
	以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、	
	上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力	
	やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と	
	考えます。	
KDDI	■KDDI(p7、p8)	KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見に賛同します。禁止行為規制の運用
イー・アクセス	1992年の NTT ドコモ分離や、1999年の NTT 再編成時に完全資本	状況に関する検証については、関係法令・ガイドラインに定める要件に照
	分離を避け、持株会社体制によるグループー体経営の下での分離・分割	らして検証するのは勿論のこと、当該法令等の趣旨に立ち返れば、当該
	に留まった経緯を踏まえれば、その際に NTT ドコモや NTT 東・西に課	法令等に対する潜脱行為がなされていないかについて重点的に検証す
	された公正競争要件は極めて厳格に運用される必要があります。さら	る必要があると考えます。
	に、電気通信事業法においては、市場支配的な電気通信事業者が市場	
	支配力を濫用することによって、公正な競争環境が損なわれることを防	
	止するため、特定の事業者に対し不当に優先的に取り扱う等を禁止する	

意見提出者	該当部分	再意見
	禁止行為規制が課されており、固定市場・モバイル市場においてそれぞ	
	れ圧倒的な市場支配力を有している NTT 東・西、NTT ドコモがその対象	
	となっています。	
	特に、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分	
	野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」と言	
	う。)において規定されているとおり、支配的事業者である NTT 東・西、	
	NTT ドコモが「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた	
	割引サービスの提供を行うこと」等、自己の関係事業者を排他的に取り	
	扱うことは問題であると考えます。持株会社体制の下では、NTT グルー	
	プ各社を優先的に取り扱うインセンティブが働くことから、NTT 東・西や	
	NTTドコモのいずれか一方が関連する NTT グループ連携は禁止行為規	
	制を潜脱するおそれがあると考えます。	
	ましてや、禁止行為規制が適用されている NTT 東・西と NTT ドコモ	
	同士が直接又は第三者を介し相互に連携することは、これまで有効に機	
	能してきた公正競争ルールの趣旨に反し、公正競争を著しく阻害すること	
	になるため、当然禁止されるべきと考えます。	
	そのため、総務省においては、NTT グループによる共同的・一体的な	
	市場支配力の行使を抑止するよう、禁止行為規制を強化すべきです。特	
	に以下の事例について厳格に調査・検証する必要があります。	
	■イー・アクセス(p9、10)	
	県域等子会社等の禁止行為規制対象への追加	
	「ドコモショップでのフレッツ商品販売」、「県域等子会社でのドコモ携帯	

意見提出者	該当部分	再意見
	電話販売」といった事例は、NTTグループに閉じた排他的な営業連携で	
	あり、本来は禁止されるべきですが、これら事象の発生元が県域等子会	
	社や業務委託先といった禁止行為規制の適用対象外となっており、禁止	
	行為規制がNTT東西殿、及びNTTドコモ殿の業務実態と乖離していると	
	考えます。	
	このようなNTT東西殿とNTTドコモ殿の排他的な営業連携や協業につ	
	いては、共に、指定電気通信設備を持ち、なおかつ、市場シェアがFTTH	
	の72.5%、携帯電話43.6%(※1)と高い水準にあることを踏まえれ	
	ば、競争事業者が追随できない市場支配力の行使となり、競争環境を阻	
	害する虞があると考えます。	
	なお、NTT東西殿に対しては、現状、業務委託先子会社等の監督義	
	務が課されているところではありますが、2013年6月28日付でNTT東	
	西殿より開示された、「禁止行為規定遵守措置等報告書」(以下、禁止行	
	為規定報告書)の別添資料3によれば、実態として、大半の監督対象子	
	会社が業務の再委託を行っています。これでは、再委託先や再々委託先	
	を通じて排他的な連携が行われることも懸念されるため、業務委託先も	
	含めて抑止する体制が必要と考えます。	
	従って、禁止行為規制については、NTT東西殿、及びNTTドコモ殿本	
	体に留まらず、県域等子会社や業務委託先も含めて指定対象とすること	
	並びに、制度的な抜け道を抑止するために実施主体に因らず禁止行為	
	としての該当事例の明確化を図ることが必要と考えます。	
	(※1)電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの	
	公表(平成 24 年度第 4 四半期(3 月末))	

意見提出者	該当部分	再意見
ケイ・オプティコ	■ケイ・オプティコム(p3)	総務省殿においては、競争事業者との同等性や市場環境への影響等
L	①NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合	の観点や現行規制の趣旨に照らし、「電気通信役務の料金等に係る業
KDDI	NTTファイナンス殿を通じたNTTグループ各社の料金の請求・回収業	務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の
イー・アクセス	務の統合は、指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の公正競争要	報告」について公開を行う等、十分な外部検証性を確保すべきです。ただ
NTT 西日本	件に関する各種規制を形式的にはクリアしつつも、自らの論理によってグ	し、本施策の根本的な問題は、NTT グループの業務・機能レベルでの連
	ループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場におけるNTT	携強化が推進している点であり、また今後も、NTT グループが「ヒト・モノ・
	シェアの高止まりの主因でもあります。このことは、これまで積み重ねら	カネ・情報」という経営資源を統合させ、組織の再統合・独占回帰をなし
	れてきた、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し	崩し的に加速させるおそれがあります。後述のとおり、NTT 再編の趣旨を
	的にグループの再統合、独占への回帰を図るものです。	逸脱し、公正競争環境が歪められることのないよう、来年を目処に実施さ
	真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業	れる予定の包括的な検証において、厳格な検証及び適時適切な措置を
	運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが	講じるべきであると考えます。
	必要であり、総務省殿においては、平成26年の包括的な検証を待つこと	
	なく、不適切な共同営業行為等がなされることがないよう、適時適切に措	
	置いただくことが必要です。	
	その中で、平成25年7月8日付のNTT東西殿から総務省への報告「電	
	気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管す	
	ること等に関して講ずる措置の報告について」等が総務省殿のホームペ	
	一ジに公開されていますが、総務省殿において分析・検証がなされた形	
	跡はありません。NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合につ	
	いては、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外	
	部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの	
	毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に	
	有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況について	

意見提出者	該当部分	再意見
	は、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを要	
	望いたします。	
	■KDDI(p8)	
	<ntt td="" 東・西とドコモとの直接的な連携又は第三者を介してのグループ<=""><td></td></ntt>	
	連携>	
	NTT 東日本、NTT 西日本、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモ	
	の電気通信役務の料金請求に係る業務を NTT ファイナンスへ移管する	
	ことに関しては、2012 年 3 月 23 日に総務省より上記事業者に対して	
	消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請	
	措置が出されているとおり、条件を付した内容について公正競争上問題	
	がないか引き続き厳格な検証を行うことが必要と考えます。本施策により	
	NTT グループー体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後	
	新たに公正競争上問題のある NTT グループの統合等に係る施策が実	
	施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルー	
	ル運用を行っていくべきです。	
	NTT ファイナンスの事例は、請求業務を第三者のグループ会社に一本	
	化することによる排他的な連携の一類型であり、今後もこのような第三者	
	を介した排他的なグループ連携が行われる可能性があります。さらに、グ	
	ループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業	
	者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的な連携	
	の可能性もあることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、潜脱	
	の恐れを回避するための措置を予め講じるべきです。	

意見提出者	該当部分	再意見
	■イー・アクセス(p6、7)	
	また、NTTグループの排他的な連携については、「NTTファイナンスへ	
	の料金業務の集約」のように、禁止行為規制や特定関係事業者の適用	
	対象外である子会社を通じて、業務の集約化を進める事例も存在し、今	
	後も新たな施策が行われる可能性があります。	
	これら事例についても、公正競争の担保が必要であることから、NTT	
	グループが新たな業務集約化等を行う場合は、その実施が既成事実化	
	する以前に、実施の適否について議論すると共に、「NTTファイナンスへ	
	の料金業務の集約」の際の2012年3月23日付の総務省殿要請事項の	
	ように、禁止行為規制や特定関係事業者制度等の公正競争要件の趣旨	
	を担保する措置(役員兼任・在籍出向の禁止、情報の目的外利用防止に	
	必要なファイアーウォール措置等)を予め整理しておく必要があると考え	
	ます。	
	■NTT西日本(p19)	
	また、料金業務のNTTファイナンスへの業務移管に関しては、「電気通	
	信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること	
	等に関して講ずべき措置について(要請)」(総基事第32号平成24年3月	
	23日)に基づき、「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス	
	株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告」(平成24年6月	
	8日)にて総務省殿に報告し、要請の趣旨を満たすための措置が講じら	
	れていることを確認していただいております。さらに、昨年度の措置内容	

意見提出者	該当部分	再意見
	を平成25年7月8日に報告しているところです。	
	・上述の通り、公正競争上の問題は特段生じていないと考えていることか	
	ら、これ以上の規制強化は必要ないと考えております。	
KDDI	■KDDI(p9)	KDDI 殿の意見に賛同します。日本電信電話ユーザ協会殿のウェブサ
	<日本電信電話ユーザ協会(第三者を介したグループー体営業事例)>	イトを確認する限り、NTT グループ共同にて運営を行っているように思わ
	1976 年の公社時代に設立された日本電信電話ユーザ協会は、事実	れます。仮に、NTT グループ各社での商品・サービスの割引や一体営業
	上、公社時代からの会員基盤をそのまま継承し、NTT 再編前の形態の	を行っているのであれば、実質的な自己の関係事業者と一体となった排
	ままで運用されています。さらに、NTT グループの OB が同協会の役員	他的業務に該当するものであり、総務省殿においては、禁止行為規制を
	に就き、現役の NTT 東・西、NTT ドコモ、NTT コミュニケーションズの役	潜脱する行為となっていないか、厳格に実態調査や検証を行う必要があ
	員・法人部門の長が、同協会の諮問機関である「評議員会」のメンバーと	ると考えます。
	なっている等、NTT グループが協会運営に直接関与しているものと思わ	
	れます。	
	また、同協会は、商工会議所や地場企業等の会員に向けて、ブロード	
	バンドセミナーや講演会等を開催し、NTT グループ各社の商品・サービ	
	スの紹介や NTT グループ各社の商品・サービスに係る割引、地場企業	
	にとって有力な宣伝ツールとなる電話帳(公社時代から継承する顧客基	
	盤を基に作成)の広告割引等を行っており、NTT グループ各社の営業の	
	場となっていることが懸念されます。	
	このような活動は、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該	
	当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱する行為と考え	

意見提出者	該当部分	再意見
	ます。そのため、総務省においては、日本電信電話ユーザ協会の事例の	
	ような第三者を介した間接的な連携について調査・検証を行い、実質的な	
	共同営業が行われないようにすべきです。	
KDDI	■KDDI(p10)	KDDI 殿のご指摘にあるとおり、仮に ISP による NTT 東西殿・NTT ドコ
	│ │ <isp ntt="" を介した="" ドコモの連携="" 東・西と=""></isp>	 モ殿の高額キャッシュバック等を実施しているのであれば、第三者を通じ
	ISP が、NTT 東・西のフレッツと NTT ドコモの携帯電話の同時加入で、	 た排他的なセット販売・セット割引等がなされていることとなり、当該行為
	高額のキャッシュバックを実施している事例がこれまでにも存在していた	は、電気通信事業法における禁止行為の規定に照らして考えた場合、明
	ところですが、これは、NTT 東・西と NTT ドコモの商品・サービスをセッ	確に禁止されるべきです。従って、総務省殿においては、禁止行為規制
	トで販売する排他的な一体営業と考えます。	を潜脱する行為となっていないか、厳格に調査・検証を行う必要があると
	このような営業活動は、事実上、自己の関係事業者と一体となった排	考えます。
	他的業務に該当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱す	
	る行為と考えます。そのため、総務省においては、直接的な連携だけで	
	なく第三者を介した間接的な連携についても調査を行い、公正競争上の	
	問題がないか厳格に検証し、実質的な一体営業が行われないように禁	

意見提出者	該当部分	再意見
	止すべきです。	
KDDI	■KDDI(p11、12)	KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見に賛同します。現在、強い市場支配
イー・アクセス	特定関係事業者制度の趣旨は、第一種指定電気通信事業者に対し禁	カを有する NTT 東西殿に対しては、禁止行為制度に加え、特定関係事
	止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと	業者制度として、特に強い関係性を有するグループ会社との連携につい
	考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格	ては、他の電気通信事業者との公正競争上の弊害の構造的温床になり
	なファイアーウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在 NTTコ	やすいとして、人事面、取引面に規制が課されています。しかしながら、
	ミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者である NTT 東·西の	これまでも競争セーフガード制度及び本制度において、競争事業者から
	特定関係事業者として指定されていると理解しています。	公正競争上の問題点がいくつも指摘されており、こうした規制による対処
	しかしながら、NTT ファイナンスによる統合請求や県域等子会社によ	のみでは不十分なことは明らかです。
	るドコモショップ兼営等 NTT グループ間の連携が顕在化しており、第一種	従って、来年を目処に実施される予定の包括的な検証に当たっては、
	指定電気通信事業者と密接に関係がある事業者がこれまで以上に増え	これらの脱法的なグループ連携を事前に防止するためにも、特定関係事
	ている状況にあることを踏まえると、NTT コムのみならず、NTT ドコモも	業者制度の見直しや対象範囲の拡大についても検討を行うべきであると
	特定関係事業者に規定すべきと考えます。	考えます。
	また、NTT ファイナンスについては、昨年の検証結果において、「電気	
	通信事業者ではない NTT ファイナンス等には、現在の事業法において	
	は、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。」との考え	
	方が示されているところですが、NTT ファイナンスによる統合請求の事	
	例については、NTT 法、累次の公正競争要件、電気通信事業法等の趣	
	旨を確保する観点から、NTT ファイナンスを介して第一種指定電気通信	
	事業者と密接に関係のある事業者が連携して反競争的な行為を未然に	
	防止するために一定の条件が付与されたと理解しています。	

意見提出者	該当部分	再意見
	これに照らせば、NTT ファイナンスも第一種指定電気通信事業者と密	
	接に関係していると言えることから、特定関係事業者に規定すべきと考え	
	ます。	
	なお、今後もコスト効率化の観点等の理由により NTT ファイナンスの	
	事例のような非電気通信事業者や関連会社等を活用し第一種指定電気	
	通信事業者である NTT 東・西が関連したグループ連携が行われる可能	
	性があることは否定できないことから、第一種指定電気通信事業者が関	
	連している電気通信事業者以外を活用した NTT グループの連携や業	
	務統合に関係する事業者についても特定関係事業者の対象とすべきと	
	考えます。	
	■イー・アクセス(p6、7)	
	特定関係事業者制度の指定対象の見直し	
	特定関係事業者制度は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公	
	正競争の確保を十分に担保し得ない場合に、役員兼任の禁止といった	
	厳格なファイアーウォール措置を設けるものであり、現在、NTTコミュニケ	
	ーションズ殿がNTT東西殿と業務委託関係があることや、共同営業が行	
	われやすい土壌があることから、指定対象になっていると理解しておりま	
	す 。	
	この点を踏まえると、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」や、「県	
	域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」のように、NTTドコモ	
	殿についても県域等子会社や業務委託先を通じて、NTT東西殿と営業	
	連携が行われているところであり、これら事例により、公正競争環境を阻	

意見提出者	該当部分	再意見
	害する虞があると考えます。	
	従って、前述の通り、NTT東西殿とNTTドコモ殿の営業連携により、圧	
	倒的な支配力の行使が懸念される点も考慮し、NTTドコモ殿を特定関係	
	事業者に追加することが必要と考えます。また、NTTグループの排他的	
	な連携については、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」のように、	
	禁止行為規制や特定関係事業者の適用対象外である子会社を通じて、	
	業務の集約化を進める事例も存在し、今後も新たな施策が行われる可	
	能性があります。	
	これら事例についても、公正競争の担保が必要であることから、NTT	
	グループが新たな業務集約化等を行う場合は、その実施が既成事実化	
	する以前に、実施の適否について議論すると共に、「NTTファイナンスへ	
	の料金業務の集約」の際の2012年3月23日付の総務省殿要請事項の	
	ように、禁止行為規制や特定関係事業者制度等の公正競争要件の趣旨	
	を担保する措置(役員兼任・在籍出向の禁止、情報の目的外利用防止に	
	必要なファイアーウォール措置等)を予め整理しておく必要があると考え	
	ます。	
KDDI	■KDDI(p13)	弊社共意見にて指摘させて頂いたとおり、「NTT東西殿の禁止行為規
	・監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れが	定遵守措置等報告」のうち、「電気通信事業法第31条第3項の規定の遵
	あることから再委託先についても監督対象とすべき。	守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項」を確認するとこ
	・監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れが	ろ、監督対象子会社のほぼ全てが再委託を行っており、再委託先におい
	あることから禁止すべき。	て、潜脱行為が行われる恐れがあると考えます。従って、再委託先につ
	・再委託先についても NTT 東・西や子会社同様、事業法等の規制を潜	いても、監督対象とすべきと考えます。
	脱する恐れがあることから、研修や監査を義務付けるべき	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI	■KDDI(p13)	弊社共意見にて指摘させて頂いたとおり、禁止行為に関する規程や公
	制定された公正競争等に係るマニュアルや実施された教育研修の内	正競争マニュアルは、実物のみならずその詳細な内容が公開されていま
	容については、公開されていないため、内容が事業法等の趣旨に沿って	せん。従って、十分な研修内容になっているかの外部検証性を確保した
	いるのか、また検証が厳格であったのか判断できないことから公表すべ	上で、その内容等についても公表すべきと考えます。
	き。	
KDDI	■KDDI(p13)	KDDI殿の意見に賛同します。そもそも機能分離は、監査部門自体の
	・監査部門は、被監査部門からの独立性が不明であり、検証結果の妥当	信頼性・中立性を担保することが困難であり、その妥当性が不透明であ
	性が不明瞭であることから、第三者による監査を義務付けるべき。	るため、独立性を担保した第三者による客観的な検証を行う仕組みが必
	・監査にあたっては、実効性を担保するため、書面のみならず、立ち入り	要と考えます。
	検査等も実施すべき。	
KDDI	■KDDI(p13)	昨年度と比較し、禁止行為規定遵守措置等報告書の公表範囲が一部
	・接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密	拡大したことについては、公正競争確保に資するものであり、評価される
	等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の	ものの、今年度非公表となっている全てが経営情報にあたるものとは考
	判断ができないことから、NDA を結ぶ等の措置を講じるなどして開示す	えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必
	べき。	要と考えます。
KDDI	■KDDI(p13)	通常、支店長は特定地区において、その業務を一元的に管理・統括す
	・支店長は設備部門と利用部門の兼任が可能となっているが、事業法等	る立場にあります。KDDI 殿ご指摘とのとおり、設備部門と利用部門にお
	の規制を潜脱する恐れがあることから、兼任は禁止すべき。	ける支店長の兼任は、それぞれの部門の目的を達成するため、接続業
		務に関して知り得た情報等について、目的外に利用する恐れがあるた
		め、明確に禁止すべきです。
KDDI	■KDDI(p14)	KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見に賛同します。コロケーションや中継
イー・アクセス	・申込から開通までの期間(及び開通要員の配置)の同等性、アンバンド	ダークファイバの利用ルール、設備構築情報の扱い等についても検証対
	ル機能の利用条件の同等性等に関する利用部門と競争事業者のデータ	象とするとともに、既に検証が行われている項目であっても条件を変更し

意見提出者	該当部分	再意見
	が、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確保されているか判断	た検証を実施する等により、同等性が担保されているかを検証し、その
	ができないことから、NTT 東·西利用部門と接続事業者とを比較した	結果について公表すべきであると考えます。
	様々なデータを検証対象とし、公表すべき。	
	現状、例えば、回答納期等の手続きについては平均日数を用いて同	
	等性を検証しているところ、回答までにかかる日数の分布状況やエリア	
	別等多角的に同等性を検証すべき。	
	・コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや設備構築情報の	
	扱い、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、	
	同等に情報開示がなされているのか、判断できないことから、当該情報	
	についても検証の対象とすべき。	
	■イー・アクセス(p7、8)	
	リードタイムの同等性の検証	
	プログログロッロック プログロ プログロ プログロ プログロ プログロ プログロ プログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ	
	を確認すると、ラインシェアリング、ドライカッパ(DSL、電話)が1日であ	
	るのに対して、フレッツ・ADSL(利用回線型、契約者回線型)、加入電	
	話・INSネット64は0日となっております。	
	これは、接続事業者が利用する機能とNTT東西殿の利用する機能に	
	て、リードタイムの同等性が担保出来ていない可能性があるため、総務	
	省殿は本事例の原因等について、厳格な検証を行う必要があると考えま	
	す。	
	加えて、禁止行為規定報告書別添資料10の納期遵守率については、	
	例えば、NTT西殿の「光回線設備等に係る情報の提供(光回線設備の伝	

意見提出者	該当部分	再意見
	送損失及び経過年数調査)」のように50%に留まるものも存在するた	
	め、遵守率が低い機能についても原因等の調査が必要と考えます。	
イー・アクセス	■イー・アクセス(p8)	イー・アクセス殿ご指摘のとおり、仮に、ボトルネック設備に関して、
	なお、上記の検証の結果や、本意見書のボトルネック設備利用に係る	NTT 東西殿利用部門と競争事業者の同等性が確保できていないと認め
	各社意見の内容を踏まえて、現行の体制に課題があると認められた場	られた場合は、組織の在り方の見直しも含めた議論を開始すべきである
	合は、同等性を図るための更なる措置(例えば、システムの物理的分離	と考えます。
	等)の実施を検討すべきと考えます。	
ケイ・オプティコ	■ケイ・オプティコム(p6)	NTT 東西殿による活用業務は、競争事業者の事業計画や競争状況に
L	③「活用業務制度」の是非	多大な影響を与えるものであると認識しています。NTT 東西殿は、本来
KDDI	ボトルネック設備を保有するNTT東西殿に対する活用業務制度は、N	の業務範囲を大きく超えた事業領域へ進出しており、例えば、同制度を
	TT殿の独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国	利用した FTTH サービスや NGN サービスが主要業務にまでなっている状
	民利便の向上に繋げるというNTT再編の趣旨をないがしろにするもので	況です。ボトルネック設備の開放が不十分な状況下において、業務範囲
	あることから、本来、同制度については即刻廃止すべきと考えます。	を拡大させることは、その市場支配力をさらに強化するものとなることか
	特に、届出制への移行後は、全国サービスであるNTT東日本殿の「オ	ら、その制度自体の見直しを開始すべきです。
	フィスまるごとサポート」をはじめ、NTT東西殿によるなし崩し的な業務範	また、KDDI 殿及びケイ・オプティコム殿が述べているとおり、平成 23 年
	囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る手続きについ	11 月末には改正日本電信電話株式会社等に関する法律が施行され、
	てより一層の透明性・客観性の確保が求められます。	NTT 東西殿による活用業務制度が認可制から届出制へと規制緩和され
	よって、総務省殿における検証については、サービス開始時やNTT東	たことにより、NTT 東西殿によるなし崩し的な業務範囲拡大が加速してい
	西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降永続的に実	ます。これら認可・届出された活用業務について、改めて、公の場におい
	施いただくことが重要であるのと同時に、当該検証結果については、審	て公正競争上問題となっていないか検証を行うべきであると考えます。
	議会や競争政策委員会等の公の場で議論いただくことを要望いたしま	なお、NTT 東西殿による移動体通信事業、ISP 事業への参入は、そも
	す。	そも NTT 再編の趣旨を没却するものであり、固定電話市場における市場
	活用業務について現行の届出制で進めていくにあたっては、過去の個	支配力のレバレッジ等を考慮すると、到底認められるものではないため、

意見提出者	該当部分	再意見
	別の活用業務について、各種措置が適切に講じられているか等を永続	「NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」への追記や仮に
	的に検証し、その状況によってはさらなる措置の実施を指導することが必	NTT 東西殿にて同種の業務拡大を企図し、届出がなされたとしても、総
	要です。	務省殿は、速やかに業務改善命令等により、当該サービスが提供されな
		いよう対処すべきと考えます。
	■KDDI(p15、16)	
	<活用業務>	
	また、現行の運用においては、個々の活用業務に係る届出ごとに、公	
	正競争要件が確保されているかはチェックされていますが、これまでに届	
	出された活用業務が現在の市場にどのような影響を及ぼしているかにつ	
	いては検証されていません。	
	NTT 東・西は、競争に与える影響が小さく見える小規模な活用業務を	
	徐々に届け出ることで、公社時代から引き継いだ「ボトルネック設備」と	
	「顧客基盤」を用いて他の領域へのレバレッジを利かせる懸念がありま	
	す。(中略)	
	したがって、総務省においては、同等性の確保やグループドミナンス排	
	除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で慎重な運用をすると	
	ともに、過去に NTT 東・西が届け出た複数の活用業務についても改めて	
	検証して公正競争を阻害していないか確認すべきです。	
	NTT 持株体制下で NTT ドコモや NTT コミュニケーションズなどがモ	
	バイル事業、ISP 事業を行っている中、NTT 東・西がモバイル事業、ISP	
	事業等に進出することは、NTTグループとしての市場支配力を高めること	
	になり、競争を阻害するものと考えます。このような公正競争上支障があ	
	ることが明白である NTT 東・西による移動体事業や ISP 事業等への参	

意見提出者	該当部分	再意見
	入については当然禁止すべきです。	
イー・アクセス	■イー・アクセス(p8、9、10)	イー・アクセス殿の意見に賛同します。NTT グループは上述の NTT グ
	日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の見直し	ループ統合請求等を始めとし、今後もお客様相談窓口、保守対応、営
	NTTグループについては、①公社時代から線路敷設基盤等のボトル	業、CS 等の統合による更なるグループ再統合の動きを加速させる事態
	ネック設備、及び加入電話の顧客基盤(約2,800万契約)を継承してお	が想定されます。NTT グループ各社は、NTT 東西殿、NTT ドコモ殿を始
	り、なおかつ、②FTTHの市場シェア72.5%、OABJ光IP電話の市場シ	め、情報通信市場だけでなく、その他関連市場において強い市場支配力
	ェア62. 2%、携帯電話の市場シェア43. 6%(※2)とEUのSMP規制	を有していることから、こうした強大な事業者同士での業務集約、その他
	における市場支配的地位の判断基準(市場シェア40%又は50%)に照	連携等を想定した上で、競争ルール全体の見直しについても検討を行う
	らし合わせても、固定・モバイル双方の市場で支配的な地位にあること	べきであると考えます。
	を踏まえれば、グループ各社の排他的な事業連携により、依然として、競	
	争事業者が追随出来ない巨大な市場支配力が行使されることが懸念さ	
	れるところです。	
	そのような中、これまで、公正競争レビュー制度、及び競争セーフカー	
	ド制度の意見書では、「県域等子会社におけるNTTドコモ殿商品の販	
	売」、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」、「NTTファイナンスへの	
	料金業務の集約」等の事例により、NTTグループの組織や業務形態のリ	
	ストラクチャリング等に伴う、NTTグループに係る累次の公正競争要件の	
	実効性についての課題提起がなされてきております。	
	これら課題の根本的な問題については、1999年のNTT再編成当時	
	においては、NTTグループが「設備の保守・運用」や、「販売業務」や「料	
	金収納」といった通信の周辺業務を子会社化し、上記事例のように、事業	
	会社が子会社や業務委託先等を通して、営業連携や業務集約化が行わ	
	れることを想定していなかったとことが挙げられると考えます。	

意見提出者	該当部分	再意見
	従って、来年度実施される包括的検証の場では、今後の市場環境の変	
	化やNTTグループの業務集約化を見据えた検証を行い、公正競争要件	
	が有効に機能するよう、各種公正競争要件の抵触基準の明確化や、適	
	用範囲をグループ会社や業務委託先子会社等(非電気通信事業者を含	
	む)に拡大するといった見直しを行うことが必要と考えます。	
DSL 事業者協	■DSL 事業者協議会(p2)	DSL 事業者協議会殿が指摘している営業活動が事実だった場合、事
議会	昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運	業法第30条第3項第1号「他の電気通信事業者の電気通信設備との接
	用に関する意見募集」において当協会から指摘させていただいた NTT の	続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に
	工事会社と名乗る会社(東日本エリア)から「近日 NTT のメタルケーブル	関する情報」を目的外利用した営業活動であることから、総務省殿は、覆
	を撤去するため、光回線に変えないと電話が使えなくなる」という虚偽の	面調査や立入検査等、踏み込んだ実態調査・検証を行うべきと考えま
	説明により営業を行なっている事例については、「営業マニュアルを策定	す。
	の上、研修等を通じて適正な営業活動に関して指導徹底をするとともに、	
	場合に応じて契約解除を行う規定を設ける等、販売代理店に対して厳格	
	な対応を実施しているとしている。」との報告をいただいておりますが、今	
	年度も同じ虚偽説明と思われる事例がありました。適正な営業活動に関	
	する指導の更なる徹底をお願いするとともに、実施状況の報告など、第	
	三者が検証できる対応を行う必要があると考えます。	
BBIX	■BBIX(p3)	「ONU 一体型ルータ」は、事業用電気通信設備である ONU と端末設備
	<onu の端末設備化=""></onu>	である TA 機能を有した HGW が一体化されています。本来、競争領域と
	現在、NTT-NGN ユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置	なっている HGW 部分についても、非競争領域である ONU と一体的に提
	(ONU)は NTT 東西殿の事業用電気通信回線設備として NTT 東西殿	供されることで、実質的に、HGW まで非競争領域となっています。これ
	のみが提供しています。また、「ONU 一体型ルータ」としてルータ機能や	は、事業用電気通信回線設備を提供する優越的地位を利用して、端末
	IP 電話の TA 機能との一体化を行い、エンドユーザへ提供しています。	設備を提供していると考えざるを得ません。これら不当な状況を改善する

意見提出者	該当部分	再意見
	これらの複数の機能を一体で提供できるのは NTT 東西殿のみであり、	ためにも、ONU 及び HGW の宅内設備をユーザが自由に選択できるよう、
	機器メーカーや ISP 等他社が参入することはできません。	その在り方について、早急に議論を開始する必要があると考えます。
	先般、総務省で開催された「IPv6 によるインターネットの利用高度化に関	
	する研究会」においても、「ONU と HGW 一体化の議論を聞いて黒電話を	
	思い出した。一見すると便利であるが、インターネットはレイヤを分け、	
	様々な機能を切り離したことで多様性を確保し発展してきた。一体化の件	
	は逆戻りになるのではないかという懸念を感じた」といった議論がされた	
	こと等からも、ONU やルータ等の一体的な提供がNTT東西殿のみ可能	
	である等といった問題について、議論を開始すべきと考えます。	

以上